

耐震判定委員会 登録要綱

平成21年7月28日 制定
平成23年2月 1日 改訂(い)
平成24年6月26日 改訂(ろ)
平成25年7月 9日 改訂(は)

既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会

(目 的)

第1条 この要綱は、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会（以下「全国耐震ネットワーク委員会」という。）規約第8条第2項に基づき、全国耐震ネットワーク委員会参加団体が耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する評価・判定等を行う委員会（以下「耐震判定委員会」という。）を登録することについて必要な事項を定める。(い) (ろ) (は)

2 耐震判定委員会は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく建築物の耐震診断及び耐震改修の実施についての技術上の指針またはこれと同等と認定された耐震診断法により既存建築物について行った耐震診断の結果または耐震改修計画の妥当性について判定を行うことにより、国及び耐震改修促進法の規定による所管行政庁または建築基準法の規定による特定行政庁（以下「所管行政庁等」という。）における既存建築物の耐震化推進の支援及び既存建築物の耐震化を図ろうとする所有者等の支援を行うものである。(は)

3 この登録制度は、登録された耐震判定委員会の情報を広く国民に公開し、耐震判定依頼者等が耐震判定委員会の状況を理解するとともに、耐震判定委員会において適切な耐震判定が行われることに資することを期待するものである。(は)

(登 録)

第2条 耐震判定委員会を設置した全国耐震ネットワーク委員会参加団体（以下「設置者」という。）は、別に定める登録申請書（様式1）により、全国耐震ネットワーク委員会に当該耐震判定委員会の登録の申請をすることができる。(い) (ろ) (は)

2 全国耐震ネットワーク委員会幹事会は、第4条の要件及び判定実績等を総合的に判断し、登録の可否を決定し、全国耐震ネットワーク委員会に報告する。(ろ) (は)

(判定の責任) (は)

第3条 設置者及び耐震判定委員会は、判定依頼者との間で合意した契約に基づき、適切な耐震判定を行うものとし、判定の責任を負うものとする。

2 耐震判定委員会が行った判定について、全国耐震ネットワーク委員会は責任を負わないものとする。

(登録する耐震判定委員会の要件等)

第4条 登録する耐震判定委員会の要件は以下とし、これらは当該耐震判定委員会の設置規程及

び関係資料により明確であるものとする。(ろ) (は)

(1) 耐震判定委員会

① 耐震判定委員会は、いずれかの所管行政庁等の指導、協力等により設置されているものであること (ろ) (は)

これを証する書類として、登録を申請する設置者は、申請時に次の何れかの書類を提出するものとする。(は)

イ 所管行政庁等が、既存建築物の耐震化推進の施策に基づき、耐震判定委員会の指定等を行っている場合は、その指定書等(写し)

ロ 所管行政庁等が、既存建築物の耐震化推進の施策に基づき、指定耐震判定委員会等として名簿を作成している場合はその名簿及び根拠となる書類(写し)

ハ 上記と同等とみなされる書類

② 耐震判定委員会の委員構成は、第三者性が保たれ、設置者の意向に関せず公正に判定の判断がされるものとし、原則として外部の学識経験者及び外部の実務経験者等の占める構成比が過半であること (ろ) (は)

これらは申請する耐震判定委員会の設置規程に明確に記載されているものでなければならず、これを証する書類として、登録を申請する設置者は、申請時に同設置規程を提出するものとする。以下、③及び第5条第1項、第2項について同様とする。(は)

③ 耐震判定委員会の委員数は、委員長を含め5名以上であること (ろ)

(2) 耐震判定委員会の委員

耐震判定委員会の委員は、建築物の耐震診断の結果及び耐震改修計画の妥当性についての判定に関する経験または建築物の耐震診断、耐震改修計画に係る専門の知識を有していること (ろ) (は)

これを証する書類として、登録を申請する設置者は、申請時に次の事項を記載した書類を提出するものとする。(は)

イ 委員長、委員等(以下「委員」という。)の区分(様式2)

ロ 委員の氏名、所属等、資格等、外部委員の区分(様式2)

委員は、次に掲げる者の何れかであることとする。

i) 大学の建築工学に関する教授、准教授等

ii) 構造設計一級建築士

iii) 上記と同等以上と認められる者

ハ 委員個人が、耐震判定委員会において実施した判定実績(様式3)

i) 当該耐震判定委員会において実施した判定実績

ii) 他の耐震判定委員会において実施した判定実績

二 委員個人が実施した建築物の耐震診断業務、耐震改修計画業務の実績(様式3)

2 耐震判定委員会に判定実績がある場合は、別に定める耐震判定委員会実績(様式4)にその実績を記載し提出するものとする。(は)

(耐震判定委員会における留意事項) (は)

第5条 耐震判定委員会の判定については、委員の合議により決定するものであること。(ろ)

2 委員が自ら若しくは委員が所属する法人等が関わった案件については、委員は当該案件の審議には加わらないものであること。(ろ)

3 対象が既存建築物であることから、耐震判定委員会が建築物の状態の確認を行った上で判定した場合は、判定書等にその旨、記載することができる。(は)

(設置者による耐震判定委員会の情報公開) (は)

第6条 設置者は、登録された耐震判定委員会の情報をホームページ及びその他の方法により、広く国民に提供するものとする。

提供する情報は次のとおりとする。

イ 耐震判定委員会設置規程

ロ 耐震判定委員会委員名簿(様式2)

ハ 耐震判定委員会に関する情報(耐震判定委員会の実績(様式4)並びに耐震判定委員会登録シート(様式5(別表を含む。))を含む。)

(登録事項の変更)

第7条 設置者は、登録事項に変更があったときは、速やかに全国耐震ネットワーク委員会に届け出る(様式6)とともに、公表しなければならない。(は)

(設置者及び耐震判定委員会の責務) (は)

第8条 本要綱に規定するものの他、設置者及び耐震判定委員会は以下の責務を負うものとする。

① 委員の判定に係る知見の維持、向上

委員が適切な判定を行うため、耐震診断、耐震改修に係る最新の知見を習得し維持することに努めなければならない。

② 発行した判定書等(写し)及び関連資料についての適切な保存期間の設定

申込書及び判定書等(写し)については15年とし、関連資料についてはそれぞれ適切な保存期間を設定する等適切に書類管理を行わなければならない。

③ 判定依頼者及び判定建築物に係る秘密の保持及び個人情報の保護

設置者及び耐震判定委員会は、その関係者を含め、判定依頼者及び判定建築物(判定にかからなかった建築物を含む。)に係る秘密を保持し、それぞれに係る個人情報の保護に努めなければならない。

(登録の期間、更新) (は)

第9条 登録の期間は5年とする。登録の更新を申請する設置者は、登録期限の6月前までに、別に定める登録更新申請書(様式7)により、全国耐震ネットワーク委員会に当該耐震判定委員会の登録更新の申請をすることができる。

2 全国耐震ネットワーク委員会幹事会は、第2条第2項の規定を準用し、登録更新の可否を決定し、全国耐震ネットワーク委員会に報告する。

(年次報告) (は)

第10条 登録された耐震判定委員会は、毎年、3月31日現在の耐震判定委員会の状況を、別に定める耐震判定委員会登録シート(様式5(別表を含む。))により、4月末日までに全国耐震ネットワーク委員会に報告しなければならない。

(国民への情報提供)

第11条 全国耐震ネットワーク委員会は、登録された耐震判定委員会の情報をホームページ及びその他の方法により公表し、国民に適切な情報を提供するものとする。(い) (は)

イ 耐震判定委員会設置規程

ロ 耐震判定委員会委員名簿(様式2)

ハ 耐震判定委員会に関する情報(耐震判定委員会実績(様式4)、耐震判定委員会登録シート(様式5(別表を含む。)))

(業務停止の届出) (は)

第12条 登録された耐震判定委員会が業務を停止した時は、全国耐震ネットワーク委員会に速やかに届け出なければならない。

(登録の取消) (い) (は)

第13条 登録された耐震判定委員会が本要綱の定めに違反し、または耐震判定委員会の運営において特に不適切な事項が判明した場合、若しくは第10条に定める年次報告を怠った場合には、全国耐震ネットワーク委員会幹事会は、当該耐震判定委員会の登録の取消の可否を決定し、全国耐震ネットワーク委員会に報告する。

(雑 則)

第14条 この要綱に定めのない事項は、全国耐震ネットワーク委員会幹事会が別に定める。(は)

附 則 (い)

1 本要綱制定前に全国耐震ネットワーク委員会ホームページの耐震判定委員会名簿に掲載されている耐震判定委員会については、本要綱第2条の登録がされたものとみなすものとする。

附 則 (ろ)

1 本登録要綱改訂前に登録されている耐震判定委員会については、本要綱第2条の登録がされたものとみなすものとする。

附 則 (は)

1 本登録要綱改訂前に登録されている耐震判定委員会については、本登録要綱改訂日を第9条の登録の始期とみなすものとする。